

環水管第 10 号

昭和 58 年 1 月 28 日

都道府県知事
政令市市長

殿

環境庁水質保全局長

水質汚濁に係る環境基準についての一部
改正について

水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件
(昭和 57 年 12 月環境庁告示第 140 号) の施行に
ついては、別途昭和 58 年 1 月 28 日付け環水管第

9 号をもつて貴職あて環境事務次官より通達された
ところであるが、同通達において別途通知することとさ
れている事項については、下記により運用することとさ
れたい。

記

1. 利用目的について

今回告示された環境基準の利用目的の解釈について

は、原則として従前のものを同様
留意されたい。

(1) 水道 3 級のうち「特殊なもの」とは、臭気物質の
除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいい、臭
気物質の除去を行うために十分な活性炭処理施設、
オゾン処理施設等の恒常的施設を設置しているもの
に限ること。したがって、緊急的又は暫定的な措置
として行う粉末活性炭の投入等による臭気物質の軽
減対策が行われるものは含まれないこと。

(2) 水産用水については、窒素及びりん濃度と水産
生物の生息・繁殖状況との関係から水産 1 種、2 種
及び 3 種の区分を行つたものであるが、代表魚種と
しては、水産 1 種は水産 1 級に水産 2 級のうちサケ
科魚類及びアユを加えたものであり、水産 2 種は水
産 2 級のうちサケ科魚類及びアユを除くワカサギ等
の水産生物を指し、水産 3 種は水産 3 級と同様であ
ること。

2. 類型指定について

今回告示された窒素及びりんに係る環境基準の水域
類型の指定については、従来どおり行うものとする。
なお、「公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基

準の水域類型の指定についての環境庁長官に対する通知の様式について」(昭和46年12月15日付け環水管第46号当職通知)に定める様式を別紙のように改める。

3. 水質調査及び評価の方法について

(1) 環境基準の水域類型の指定及び設定された環境基準の監視のための水質調査については、「水質調査方法」(昭和46年9月30日付け環水管第30号当職通知)に基づいて行うものとする。

(2) 水質測定結果の評価は、表層の年間平均値により行うものとする。

なお、複数の環境基準点を有する水域における評価については、従来と同様に行うものとする。